

発議第 5 号

松伏町議会会議規則の一部を改正する規則

松伏町議会会議規則（昭和63年松伏町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 4 日 提出

提出者	松伏町議会議員	佐藤	永子
賛成者	松伏町議会議員	松岡	高志
賛成者	松伏町議会議員	川上	力
賛成者	松伏町議会議員	吉田	俊一
賛成者	松伏町議会議員	福井	和義
賛成者	松伏町議会議員	高野	祐大

提 案 理 由

議会への欠席事由を整備し、及び出産に係る産前・産後の欠席期間を定め、並びに請願手続きに係る押印の義務付けを見直したいので、この案を提出するものである。